

本原浜岡発第 111 号

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

原子力規制委員会 殿

住 所	名古屋市東区東新町 1 番地
申請者名	中部電力株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 林 欣吾 社長執行役員

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉  
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 18 日付け本原浜岡発第 107 号をもって変更認可を申請した浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり一部補正致します。

記

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び別紙 3 「変更の内容」について、以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「五 変更の理由」を添付 1 のとおり補正する。
- ・別紙 3 を添付 2 のとおり一部補正し、47 頁の後ろに添付 3 「浜岡原子力発電所 1, 2 号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】」を加える。

以 上

添付 1

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の

本文のうち「五 変更の理由」の

補正前後比較表

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の本文のうち「五 変更の理由」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由
2 頁	<p>四 変更の内容 (略)</p> <p>五 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和 2 年 1 月 23 日付で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更を行う。</p> <p>(2) その他、記載の適正化を行う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>四 変更の内容 (略)</p> <p>五 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和 2 年 1 月 23 日付で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更を行う。</p> <p>(2) 性能維持施設の対象の適正化</p> <p>審査基準の要求事項に照らし合わせた結果等により、一部施設の有する機能が不要となったため、性能維持施設を見直す。</p> <p>(3) 維持管理台数の適正化</p> <p>維持管理台数について、運用最低必要台数に見直す。</p> <p>(4) 性能維持施設の維持すべき期間の適正化</p> <p>性能維持施設の維持すべき期間について、廃止措置期間を見通した適切な期間に見直す。</p> <p>(5) その他、記載の適正化に伴う変更</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>・「五 変更の理由」の適正化</p>

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

添付 2

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の  
補正前後比較表

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
9頁	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="5">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td rowspan="5">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能</td> <td rowspan="5">外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="5">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>復水器過脱塩装置建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	既許認可どおり	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	タービン建家	既許認可どおり	1式	希ガスホールドアップ装置建家	既許認可どおり	1式	復水器過脱塩装置建家	既許認可どおり	1式	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="5">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td rowspan="5">放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能</td> <td rowspan="5">外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="5">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>復水器過脱塩装置建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	既許認可どおり	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	タービン建家	既許認可どおり	1式	希ガスホールドアップ装置建家	既許認可どおり	1式	復水器過脱塩装置建家	既許認可どおり	1式	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能			性能	維持期間																																																
		設備(建屋)名称	既許認可どおり																																																												
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																								
		廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式																																																											
		タービン建家	既許認可どおり	1式																																																											
		希ガスホールドアップ装置建家	既許認可どおり	1式																																																											
		復水器過脱塩装置建家	既許認可どおり	1式																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																								
		設備(建屋)名称	既許認可どおり																																																												
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能 放射線遮蔽への機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																								
		廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式																																																											
		タービン建家	既許認可どおり	1式																																																											
		希ガスホールドアップ装置建家	既許認可どおり	1式																																																											
		復水器過脱塩装置建家	既許認可どおり	1式																																																											

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
10頁	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (2/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>原子炉建家外壁</td> <td>1式</td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	原子炉容器外側の壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	原子炉建家外壁	原子炉建家外壁	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	廃棄物処理建家外壁	廃棄物処理建家外壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (2/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>原子炉建家外壁</td> <td>1式</td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	原子炉容器外側の壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉建家外壁	原子炉建家外壁	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	廃棄物処理建家外壁	廃棄物処理建家外壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能			性能	維持期間																																																												
		設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称																																																																								
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	原子炉容器外側の壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																				
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																				
		原子炉建家外壁	原子炉建家外壁	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																				
		廃棄物処理建家外壁	廃棄物処理建家外壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																				
		設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称																																																																								
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	原子炉容器外側の壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																				
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																																																				
		原子炉建家外壁	原子炉建家外壁	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																				
		廃棄物処理建家外壁	廃棄物処理建家外壁	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																				

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
11頁	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>排気口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">排気口</td> <td>機器ドレン収集タンク</td> <td>1基</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン清水槽</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>機器ドレンサンプリングタンク</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>廃液サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>ろ過装置(常用)</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置(予備)</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレン収集タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレンサンプリング(再使用系)</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレンサンプリング(放出系)</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生廃液処理系</td> <td rowspan="2">再生廃液処理系</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td rowspan="2">シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td>廃液中和タンク</td> <td>2基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>廃液濃縮器</td> <td>2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	排気口	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	機器ドレン収集タンク	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持	機器ドレン清水槽	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持	機器ドレンサンプリングタンク	2基	廃液サージタンク	1基	ろ過装置(常用)	2基	脱塩装置(予備)	1基	脱塩装置	1基	床ドレン収集タンク	1基	床ドレンサンプリング(再使用系)	1基	床ドレンサンプリング(放出系)	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持	再生廃液処理系	再生廃液処理系	ろ過装置	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持	脱塩装置	1基	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持	廃液濃縮器	2基	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>排気口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">排気口</td> <td>機器ドレン収集タンク</td> <td>1基</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン清水槽</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>機器ドレンサンプリングタンク</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>廃液サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>ろ過装置(常用)</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置(予備)</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレン収集タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレンサンプリング(再使用系)</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>床ドレンサンプリング(放出系)</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生廃液処理系</td> <td rowspan="2">再生廃液処理系</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td rowspan="2">シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td>廃液中和タンク</td> <td>2基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液濃縮器</td> <td>2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	排気口	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	機器ドレン収集タンク	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	機器ドレン清水槽	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	機器ドレンサンプリングタンク	2基	廃液サージタンク	1基	ろ過装置(常用)	2基	脱塩装置(予備)	1基	脱塩装置	1基	床ドレン収集タンク	1基	床ドレンサンプリング(再使用系)	1基	床ドレンサンプリング(放出系)	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	再生廃液処理系	再生廃液処理系	ろ過装置	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩装置	1基	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	廃液濃縮器	2基	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能				性能	維持期間																																																																																																											
		設備(建屋)名称	排気口																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	機器ドレン収集タンク	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
			機器ドレン清水槽	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
	機器ドレンサンプリングタンク	2基																																																																																																																									
	廃液サージタンク	1基																																																																																																																									
	ろ過装置(常用)	2基																																																																																																																									
	脱塩装置(予備)	1基																																																																																																																									
	脱塩装置	1基																																																																																																																									
	床ドレン収集タンク	1基																																																																																																																									
	床ドレンサンプリング(再使用系)	1基																																																																																																																									
	床ドレンサンプリング(放出系)	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																						
再生廃液処理系	再生廃液処理系	ろ過装置	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																					
		脱塩装置	1基																																																																																																																								
シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																					
		廃液濃縮器	2基																																																																																																																								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																				
		設備(建屋)名称	排気口																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	機器ドレン収集タンク	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																				
			機器ドレン清水槽	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																				
	機器ドレンサンプリングタンク	2基																																																																																																																									
	廃液サージタンク	1基																																																																																																																									
	ろ過装置(常用)	2基																																																																																																																									
	脱塩装置(予備)	1基																																																																																																																									
	脱塩装置	1基																																																																																																																									
	床ドレン収集タンク	1基																																																																																																																									
	床ドレンサンプリング(再使用系)	1基																																																																																																																									
	床ドレンサンプリング(放出系)	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																						
再生廃液処理系	再生廃液処理系	ろ過装置	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
		脱塩装置	1基																																																																																																																								
シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																					
		廃液濃縮器	2基																																																																																																																								

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																		
12頁	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>復水器冷却水放水路</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> <td>3基 4基 3基 2基 3基 2基</td> <td>既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク	3基 4基 3基 2基 3基 2基	既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>復水器冷却水放水路</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> <td>3基 4基 3基 2基 3基 2基</td> <td>既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク	3基 4基 3基 2基 3基 2基	既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	<p>・性能維持施設の維持すべき期間の適正化</p>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能		性能	維持期間																																							
		設備 (建屋) 名称	維持台数																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																														
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク	3基 4基 3基 2基 3基 2基	既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																														
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																														
		設備 (建屋) 名称	維持台数																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																														
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系 燃料プールの冷却浄化系 使用済樹脂系 復水系粉末樹脂貯蔵槽 フィルタスラッジ貯蔵タンク	3基 4基 3基 2基 3基 2基	既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏れ出すようなき裂、変形等、異常がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																														

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。



別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																		
13頁	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (5/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td rowspan="3">プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ</td> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>2台 2台 1台</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>14台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線分析ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	放射線監視機能	既許認可どおり	2台 2台 1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持	放射線監視機能	既許認可どおり	14台	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	放射線監視機能	既許認可どおり	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (5/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td rowspan="3">プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ</td> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>2台 2台 1台</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>14台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線分析ができる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	放射線監視機能	既許認可どおり	2台 2台 1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線監視機能	既許認可どおり	14台	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線監視機能	既許認可どおり	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備							維持台数	機能	性能				維持期間																																																																				
		設備(建屋)名称	設備	維持台数																																																																																	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	放射線監視機能	既許認可どおり	2台 2台 1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																													
			放射線監視機能	既許認可どおり	14台	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																													
			放射線監視機能	既許認可どおり	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																													
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																														
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			維持台数	機能	性能	維持期間																																																																													
		設備(建屋)名称	設備	維持台数																																																																																	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	放射線監視機能	既許認可どおり	2台 2台 1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																													
			放射線監視機能	既許認可どおり	14台	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																													
			放射線監視機能	既許認可どおり	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																													
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																														

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																										
14頁	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気口</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>排気口トモニタ</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質が漏えいするようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>排水モ</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレータ ・計測範囲：10<sup>-1</sup>~10<sup>3</sup>cps ・記録場所：中央制御室 ・設置場所：原子炉建家4階、タービン建家屋上、屋外 ・仕様：サンプルポンプ、ダストフィルタ(固定式)、サンプル配管</p> <p>既許認可どおり</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持	排気口トモニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質が漏えいするようない状態であること。	排水モ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	第2段階中、機能維持	排水モニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気口</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射線物質の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気口トモニタ</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質が漏えいするようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>排水モ</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。</td> <td rowspan="2">放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できず状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレータ ・計測範囲：10<sup>-1</sup>~10<sup>3</sup>cps ・記録場所：中央制御室 ・設置場所：原子炉建家4階、タービン建家屋上、屋外 ・主要機器：サンプルポンプ、ダストフィルタ(固定式)、サンプル配管</p> <p>既許認可どおり</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射線物質の処理が完了するまで	排気口トモニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質が漏えいするようない状態であること。	排水モ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																
		設備	維持台数																																																										
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																							
		排気口トモニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質が漏えいするようない状態であること。																																																								
	排水モ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	第2段階中、機能維持																																																								
	排水モニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。																																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																							
		設備	維持台数																																																										
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射線物質の処理が完了するまで																																																							
		排気口トモニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質が漏えいするようない状態であること。																																																								
	排水モ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。	放射線液体廃棄物の処理が完了するまで																																																								
	排水モニタ	1式	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できず状態であること。																																																									

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
15頁	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納施設 その他主要施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項 発電所補助系</td> <td rowspan="2">原子炉建家用換気系</td> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タービン建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">希ガスホールドアップ装置建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水ろ過脱塩装置建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高性能粒子フィルタ</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	(建屋)名称	維持台数	原子炉格納施設 その他主要施設	その他の主要な事項 発電所補助系	原子炉建家用換気系	給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	排気ファン	1台	タービン建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	給気ファン	1台	廃棄物処理建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	給気ファン	1台	希ガスホールドアップ装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	復水ろ過脱塩装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	給気ファン	1台	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	給気ファン	1台	<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納施設 その他主要施設</td> <td rowspan="10">その他の主要な事項 発電所補助系</td> <td rowspan="2">原子炉建家用換気系</td> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タービン建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">希ガスホールドアップ装置建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水ろ過脱塩装置建家換気系</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高性能粒子フィルタ</td> <td>高性能粒子フィルタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	(建屋)名称	維持台数	原子炉格納施設 その他主要施設	その他の主要な事項 発電所補助系	原子炉建家用換気系	給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	排気ファン	1台	タービン建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	廃棄物処理建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	希ガスホールドアップ装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	復水ろ過脱塩装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	給気ファン	1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分				設備	位置、構造及び設備				機能	性能				維持期間																																																																																																												
		(建屋)名称	維持台数																																																																																																																								
原子炉格納施設 その他主要施設	その他の主要な事項 発電所補助系	原子炉建家用換気系	給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
			排気ファン	1台																																																																																																																							
		タービン建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		廃棄物処理建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		希ガスホールドアップ装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		復水ろ過脱塩装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																						
	給気ファン	1台																																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																				
			(建屋)名称	維持台数																																																																																																																							
原子炉格納施設 その他主要施設	その他の主要な事項 発電所補助系	原子炉建家用換気系	給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			排気ファン	1台																																																																																																																							
		タービン建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		廃棄物処理建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		希ガスホールドアップ装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
		復水ろ過脱塩装置建家換気系	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																				
			給気ファン	1台																																																																																																																							
高性能粒子フィルタ	高性能粒子フィルタ	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																																						
	給気ファン	1台																																																																																																																									

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																
16頁	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (8/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td>消火装置</td> <td colspan="2">移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>原子炉機器冷却系</td> <td>原子炉機器冷却海</td> <td>原子炉機器冷却水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td colspan="2">安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称	その他主要施設	消火装置	移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中、機能維持	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海	原子炉機器冷却水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中、機能維持	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	第2段階中、機能維持	<p style="text-align: center;">表 6-1 1号炉 性能維持施設 (8/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td>消火装置</td> <td colspan="2">移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉機器冷却系</td> <td>原子炉機器冷却海</td> <td>原子炉機器冷却水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td colspan="2">安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称	その他主要施設	消火装置	移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	各建家を解体する前まで	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海	原子炉機器冷却水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能		性能	維持期間																																																					
		設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称																																																																
その他主要施設	消火装置	移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																												
	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海	原子炉機器冷却水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																												
	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																												
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																												
		設備 (建屋) 名称	設備 (建屋) 名称																																																																
その他主要施設	消火装置	移動形消火器 消火栓 (エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																												
	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海	原子炉機器冷却水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																												
	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備 (誘導灯) が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																												

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
17頁	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉施設の一一般構造</td> <td rowspan="3">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="3">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="4">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	タービン建家	既許認可どおり	1式			原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	原子炉建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	廃棄物処理建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉施設の一一般構造</td> <td rowspan="3">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="3">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="4">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>既許認可どおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	タービン建家	既許認可どおり	1式			原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	原子炉建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	廃棄物処理建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能			性能	維持期間																																																																																										
		設備(建屋)名称	位置、構造及び設備																																																																																																						
原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																		
		廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		タービン建家	既許認可どおり	1式																																																																																																					
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																		
		ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		原子炉建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		廃棄物処理建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																		
		設備(建屋)名称	位置、構造及び設備																																																																																																						
原子炉施設の一一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	既許認可どおり	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																		
		廃棄物処理建家	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		タービン建家	既許認可どおり	1式																																																																																																					
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																		
		ドライウエル外周の壁(原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		原子炉建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			
		廃棄物処理建家外壁	既許認可どおり	1式	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																																			

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																						
18頁	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">排気口</td> <td>・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口</td> <td>1基</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置</td> <td>1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基</td> <td>既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可</td> <td>1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基</td> <td>放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">床ドレン処理系</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">化学廃液処理系</td> <td rowspan="2">再生廃液収集タンク</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td rowspan="2">シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td>ろ過装置</td> <td>2基</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>2基</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可	1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	化学廃液処理系	再生廃液収集タンク	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	ろ過装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	脱塩装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">排気口</td> <td>・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口</td> <td>1基</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置</td> <td>1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基</td> <td>既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可</td> <td>1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基</td> <td>放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">床ドレン処理系</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">化学廃液処理系</td> <td rowspan="2">再生廃液収集タンク</td> <td>ろ過装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td rowspan="2">シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td>ろ過装置</td> <td>2基</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>脱塩装置</td> <td>2基</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可	1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	化学廃液処理系	再生廃液収集タンク	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	ろ過装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	脱塩装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	<p>・性能維持施設の維持すべき期間の適正化</p>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能				性能	維持期間																																																																																																																									
		設備 (建屋) 名称	設備																																																																																																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																		
			機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可	1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
			脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
	化学廃液処理系	再生廃液収集タンク	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
			脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	ろ過装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
			脱塩装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																																																	
	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																	
			設備 (建屋) 名称	設備																																																																																																																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建屋屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																		
			機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプ槽 機器ドレンサンプ槽 ろ過装置 (常用) ろ過装置 (予備) 脱塩装置 床ドレン収集タンク 床ドレンサンプタンク (再使用系) 床ドレンサンプタンク (放出系) ろ過装置 脱塩装置	1基 1基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可 既許認可	1基 1基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基	放出経路確保機能 放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するようないかなる損傷がない状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	
			脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	
	化学廃液処理系	再生廃液収集タンク	ろ過装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	
			脱塩装置	1基	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	
	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	シヤワーロードレン系 (1号及び2号炉共用)	ろ過装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	
			脱塩装置	2基	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようないかなる異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																	

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																												
19頁	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (3/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>復水器冷却水放水路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3基</td> <td rowspan="2">放出経路確保機能</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂系</td> <td>燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>3基</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="4">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>復水系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>復水系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>5基</td> </tr> <tr> <td>フイルタスラッシュ貯蔵槽</td> <td>フイルタスラッシュ貯蔵槽</td> <td>2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	復水器冷却水放水路	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	3基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持	使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽	2基	復水系粉未樹脂貯蔵槽	復水系粉未樹脂貯蔵槽	5基	フイルタスラッシュ貯蔵槽	フイルタスラッシュ貯蔵槽	2基	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (3/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>復水器冷却水放水路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3基</td> <td rowspan="2">放出経路確保機能</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂系</td> <td>燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>3基</td> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="4">内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。</td> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>復水系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>復水系粉未樹脂貯蔵槽</td> <td>5基</td> </tr> <tr> <td>フイルタスラッシュ貯蔵槽</td> <td>フイルタスラッシュ貯蔵槽</td> <td>2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	復水器冷却水放水路	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	3基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽	2基	復水系粉未樹脂貯蔵槽	復水系粉未樹脂貯蔵槽	5基	フイルタスラッシュ貯蔵槽	フイルタスラッシュ貯蔵槽	2基	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能		性能	維持期間																																																																	
		設備(建屋)名称	復水器冷却水放水路																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	3基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																								
	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																								
		使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽	2基																																																																											
		復水系粉未樹脂貯蔵槽	復水系粉未樹脂貯蔵槽	5基																																																																											
		フイルタスラッシュ貯蔵槽	フイルタスラッシュ貯蔵槽	2基																																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																								
		設備(建屋)名称	復水器冷却水放水路																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	3基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																								
	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																								
		使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽	2基																																																																											
		復水系粉未樹脂貯蔵槽	復水系粉未樹脂貯蔵槽	5基																																																																											
		フイルタスラッシュ貯蔵槽	フイルタスラッシュ貯蔵槽	2基																																																																											

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
20頁	<p style="text-align: center;">表 6-2 2号炉 性能維持施設 (4/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ</td> <td>2台 2台 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>エリア・モニタ</td> <td>13台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線分析ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射線管理室 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>汚染除去室 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	既許認可どおり	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持	エリア・モニタ	13台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持			放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持			汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持	<p style="text-align: center;">表 6-2 2号炉 性能維持施設 (4/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ</td> <td>2台 2台 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>エリア・モニタ</td> <td>13台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線分析ができる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>人の出入管理ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射線管理室 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>汚染除去室 (1号及び2号炉共用)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>汚染の管理ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	既許認可どおり	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	エリア・モニタ	13台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで			放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで			汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						機能	性能	維持期間																																																																																							
		設備(建屋)名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																															
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																												
		エリア・モニタ	13台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																												
		試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	人の出入管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																											
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																												
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																												
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																												
		設備(建屋)名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																															
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																												
		エリア・モニタ	13台	既許認可どおり	放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																												
		試料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																											
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																												
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	1式	既許認可どおり	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																												

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。



別紙3「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
21頁	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (5/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気口モニタ</td> <td>排気口ダストモニタ</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>排気口モニタ</td> <td>排気サンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>排水モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング装置</td> <td>排水のサンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレータ ・計測範囲：<math>10^{-1} \sim 10^3</math> cps ・記録場所：中央制御室 ・設置場所：原子炉建家4階、タービン建家屋上、屋外 ・仕様：サンプルポンプ、ダストフィルタ(固定式)、サンプル配管</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持	排気口モニタ	排気サンプリング装置	1式	放射線監視機能 放出管理機能	内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	第2段階中、機能維持	排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (5/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気口モニタ</td> <td>排気口ダストモニタ</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 放射線物質の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気口モニタ</td> <td>排気サンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>排水モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射線物質の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング装置</td> <td>排水のサンプリング装置</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレータ ・計測範囲：<math>10^{-1} \sim 10^3</math> cps ・記録場所：中央制御室 ・設置場所：原子炉建家4階、タービン建家屋上、屋外 ・主要機器：サンプルポンプ、ダストフィルタ(固定式)、サンプル配管</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 放射線物質の処理が完了するまで	排気口モニタ	排気サンプリング装置	1式	放射線監視機能 放出管理機能	内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	放射線物質の処理が完了するまで	排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備						維持台数	機能			性能	維持期間																																																								
		設備	(建屋)名称																																																																				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																
		排気口モニタ	排気サンプリング装置	1式	放射線監視機能 放出管理機能	内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。																																																																	
	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																	
	排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。																																																																		
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																
		設備	(建屋)名称																																																																				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 放射線物質の処理が完了するまで																																																																
		排気口モニタ	排気サンプリング装置	1式	放射線監視機能 放出管理機能	内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。																																																																	
	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。	放射線物質の処理が完了するまで																																																																	
	排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射線物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。																																																																		

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所		補正前		補正後		理由																																																																																																		
22頁		<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (6/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建家常用換気系</td> <td>給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>1台 1台 1台</td> <td rowspan="3">換気機能</td> <td rowspan="3">放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="3">第2段階中、維持管理機能維持</td> </tr> <tr> <td>タービン建家換気系</td> <td>給気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>2台 1台</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家換気系</td> <td>給気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>1台 1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">消火装置</td> <td>移動形消火器</td> <td></td> <td>1式</td> <td rowspan="3">消火機能</td> <td rowspan="3">消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</td> <td rowspan="3">第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td>消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉機器冷却海水系</td> <td>原子炉機器冷却海水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>安全確保上必要な照明設備(誘導灯)</td> <td></td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。</td> <td>第2段階中、機能維持</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、維持管理機能維持	タービン建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	2台 1台	廃棄物処理建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台	その他主要施設	消火装置	移動形消火器		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中、機能維持	消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)			原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却海水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中、機能維持		照明設備	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	第2段階中、機能維持	<p>表 6-2 2号炉 性能維持施設 (6/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建家常用換気系</td> <td>給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>1台 1台 1台</td> <td rowspan="3">換気機能</td> <td rowspan="3">放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="3">当該建家内の管理区域解除完了まで</td> </tr> <tr> <td>タービン建家換気系</td> <td>給気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>2台 1台</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家換気系</td> <td>給気ファン 高性能粒子フィルタ</td> <td>1台 1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">消火装置</td> <td>移動形消火器</td> <td></td> <td>1式</td> <td rowspan="3">消火機能</td> <td rowspan="3">消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</td> <td rowspan="3">各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉機器冷却海水系</td> <td>原子炉機器冷却海水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>放出経路確保機能</td> <td>放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。</td> <td>放射線性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>安全確保上必要な照明設備(誘導灯)</td> <td></td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで	タービン建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	2台 1台	廃棄物処理建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台	その他主要施設	消火装置	移動形消火器		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	各建家を解体する前まで	消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)			原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却海水ポンプ	2台	放出経路確保機能	放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	放射線性液体廃棄物の処理が完了するまで		照明設備	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の維持すべき期間の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				維持台数	機能					性能	維持期間																																																																																											
		設備	(建屋)名称																																																																																																					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。	第2段階中、維持管理機能維持																																																																																																	
		タービン建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	2台 1台																																																																																																				
		廃棄物処理建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台																																																																																																				
その他主要施設	消火装置	移動形消火器		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																	
		消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)																																																																																																						
		原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却海水ポンプ	2台				放出経路確保機能	放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																														
	照明設備	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	第2段階中、機能維持																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																	
		設備	(建屋)名称																																																																																																					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台 1台	換気機能	放射線障害を防止するための必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで																																																																																																	
		タービン建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	2台 1台																																																																																																				
		廃棄物処理建家換気系	給気ファン 高性能粒子フィルタ	1台 1台																																																																																																				
その他主要施設	消火装置	移動形消火器		1式	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																																																																	
		消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)																																																																																																						
		原子炉機器冷却海水系	原子炉機器冷却海水ポンプ	2台				放出経路確保機能	放射線性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	放射線性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																														
	照明設備	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)		1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																																																																	

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由												
42頁	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	<p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p>	<p>・性能維持施設の維持すべき期間の適正化</p>
変更前	変更後	理由													
<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射性物質漏えい防止機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>公衆及び放射性廃棄物処理事業者の被ばくを低減するため、希ガスホールドアップ装置建屋の「放射線遮へい機能」について管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物を廃棄の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して放出するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p>													
変更前	変更後	理由													
<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。</li> <li>また、可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</li> </ul> <p>2. 性能維持施設の維持期間</p> <p>性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防止するため、希ガスホールドアップ装置建屋(1号炉のみ)、廃水ろ過処理装置建屋(1号炉のみ)、原子炉建屋外壁及び廃棄物処理建屋外壁の「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮へい機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除完了まで維持する。</p> <p>原子炉建屋外側の壁及びドライウェル外側の壁(原子炉ウェル上の壁へのダメージを低減)の「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造等の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「放出経路確保機能」及び性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 放射性固体废物廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体废物廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、それぞれの放射性固体废物廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視</p> <p>管理区域内のエリア・モニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>プロセス系液体モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、関連する設備の使用が終了するまで維持する。</p> <p>放射性気体/液体廃棄物/排水モニタの「放射線監視機能」、「放射管理機能」及び性能は、放射性気体/液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	<p>・共用伊勢町改正に伴う変更</p>													

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由												
43頁	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td style="height: 400px;"> <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく及び汚染の増設並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を 確認するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 放射性廃棄物の処理、放射性粉じん等の発生の可能性のある解体作業場において、空気浄 化が必要な場合があるため、希ガスホールドアップ装置連家換気系の「換気機能」につい て管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を 維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が種類から安全に避難するため、「閉閉機 能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈、放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機 能を維持する。</p> <p>(5) その他の安全対策 耐火を行うため、「耐火機能」について第2段階中機能を維持する。</p> </td> <td style="height: 400px;"> <p>・運用形態改正に 伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由		<p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく及び汚染の増設並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を 確認するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 放射性廃棄物の処理、放射性粉じん等の発生の可能性のある解体作業場において、空気浄 化が必要な場合があるため、希ガスホールドアップ装置連家換気系の「換気機能」につい て管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を 維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が種類から安全に避難するため、「閉閉機 能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈、放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機 能を維持する。</p> <p>(5) その他の安全対策 耐火を行うため、「耐火機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>・運用形態改正に 伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 400px;"></td> <td style="height: 400px;"> <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく管理に必要な「放射線監視機能」及び性能は、管理区域を 解除するまで維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 管理区域内の空気浄化を行う「換気機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除定 了まで維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、作業員が種別から安全に避難するために必要な「閉閉機能」 及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物の放出において、放射性液体廃棄物を希釈し、放出するために必要 な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持す る。</p> <p>(5) その他の安全対策 移動型消火器及び耐火（エリア解体に合わせ、併用を終了した範囲を除く）の「消 火機能」及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p> </td> <td style="height: 400px;"> <p>・運用形態改正に 伴う変更</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由		<p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく管理に必要な「放射線監視機能」及び性能は、管理区域を 解除するまで維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 管理区域内の空気浄化を行う「換気機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除定 了まで維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、作業員が種別から安全に避難するために必要な「閉閉機能」 及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物の放出において、放射性液体廃棄物を希釈し、放出するために必要 な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持す る。</p> <p>(5) その他の安全対策 移動型消火器及び耐火（エリア解体に合わせ、併用を終了した範囲を除く）の「消 火機能」及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p>	<p>・運用形態改正に 伴う変更</p>	<p>・性能維持施設 の維持すべき 期間の適正化</p>
変更前	変更後	理由													
	<p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく及び汚染の増設並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を 確認するため、「放射線監視機能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 放射性廃棄物の処理、放射性粉じん等の発生の可能性のある解体作業場において、空気浄 化が必要な場合があるため、希ガスホールドアップ装置連家換気系の「換気機能」につい て管理区域を解除するまで維持する。また、その他の性能維持施設は、第2段階中機能を 維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が種類から安全に避難するため、「閉閉機 能」について第2段階中機能を維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈、放出するため、「放出経路確保機能」について第2段階中機 能を維持する。</p> <p>(5) その他の安全対策 耐火を行うため、「耐火機能」について第2段階中機能を維持する。</p>	<p>・運用形態改正に 伴う変更</p>													
変更前	変更後	理由													
	<p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の撤ばく管理 放射線業務従事者の撤ばく管理に必要な「放射線監視機能」及び性能は、管理区域を 解除するまで維持する。</p> <p>(4) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備 管理区域内の空気浄化を行う「換気機能」及び性能は、当該建屋内の管理区域解除定 了まで維持する。</p> <p>b. その他の安全確保に必要な設備 (a) 閉閉設備 商用電源が喪失した際、作業員が種別から安全に避難するために必要な「閉閉機能」 及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p> <p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物の放出において、放射性液体廃棄物を希釈し、放出するために必要 な「放出経路確保機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持す る。</p> <p>(5) その他の安全対策 移動型消火器及び耐火（エリア解体に合わせ、併用を終了した範囲を除く）の「消 火機能」及び性能は、各機器を解体する前まで維持する。</p>	<p>・運用形態改正に 伴う変更</p>													

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

補正箇所		補正後	理由
45頁	<p style="text-align: center;"><b>変更前</b></p> <p>2 第1段階中の維持管理に関する内容 主な設備・機器等の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 また、表6-1に廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>系統除染が完了するまでの期間は、系統除染に必要な設備、機器並びにハウジングリを構成する機器について、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備については、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の設備に要求される電源供給機能については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設については、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備について機能を維持管理する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>変更後</b></p> <p>(2) これまでの維持管理に関する内容 a. 第1段階中の維持管理に関する内容 主な設備・機器等の維持管理の考え方は、以下のとおりである。 また、表6-1に廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>系統除染が完了するまでの期間は、系統除染に必要な設備、機器並びにハウジングリを構成する機器について、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備については、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の設備に要求される電源供給機能については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設については、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備について機能を維持管理する。</li> </ul>	<p>・明確にすることによる追記</p>
		<p style="text-align: center;"><b>変更前</b></p> <p>2 第1段階中の維持管理に関する内容 主な設備・機器等の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 また、表6-1に廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する建屋及び構築物については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>放射性物質を内包する系統及び機器については、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>使用済燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>新燃料が原子炉施設から搬出されるまでの期間は、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設については、燃料取扱機能及び未燃界維持等の燃料貯蔵機能を維持管理する。</li> <li>系統除染が完了するまでの期間は、系統除染に必要な設備、機器並びにハウジングリを構成する機器について、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能等を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備については、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の設備に要求される電源供給機能については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設については、早期に危険物を搬出又は処理することを原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備について機能を維持管理する。</li> </ul>	<p>・記載の適正化</p>

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由												
4 6 頁	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・明確にすることによる追記</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>・明確にすることによる追記</p>	<p style="text-align: center;">浜岡原子力発電所 1、2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・明確にすることによる追記</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	理由	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>・明確にすることによる追記</p>	<p style="text-align: center;">・記載の適正化</p>
変更前	変更後	理由													
<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>・明確にすることによる追記</p>													
変更前	変更後	理由													
<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>3 第2段階中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>廃止措置対象施設内で3号、4号、5号炉又は廃止措置対象外の共用設備に係る工事を実施する場合には、事前に上記維持管理の考え方に示す廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能を与えないことを確認した上で、運転中の設備に係る工事として実施する。例えば、5号炉低圧タービンロータの除却作業を、2号炉タービン建家において実施する場合、上記維持管理の考え方に示す事項に影響を与えないことを確認した上で工事を実施する。</p> <p>b. 第2段階（原規規第1901287号廃止措置計画変更認可（平成31年1月28日認可）適用）中の維持管理に関する内容 主な設備の維持管理の考え方は、下記のとおりである。 表6-2に第2段階中における維持管理の内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線物質を内包する系統及び機器を取納する罐頭及び構造物は、これらの系統及び機器が除去されるまでの間、放射線物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</li> <li>作用を終了した放射線物質を内包する系統及び機器は、放射線物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。</li> <li>放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放射性廃棄物処理機能を維持管理する。</li> <li>放射線管理施設は、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視機能、放出管理機能を維持管理する。</li> <li>換気設備は、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気機能を維持管理する。</li> <li>電源設備は、原子炉施設の安全確保に必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。</li> <li>その他の安全確保に必要な設備は、それぞれの設備に要求される機能を維持管理すること。</li> <li>タービン潤滑油等の危険物を貯蔵する施設は、早期に危険物を搬出又は処理すること</li> </ul> <p>を原則とするが、危険物が搬出又は処理されるまでの期間、必要な設備の機能を維持管理する。</p>	<p>・明確にすることによる追記</p>													

(注) 補正箇所を青色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の  
別紙 3 「浜岡原子力発電所 1， 2 号原子炉 廃止措置計画認可申請書

変更前後比較表【添付六】」の

47 頁の後ろに加える

「浜岡原子力発電所 1， 2 号原子炉 廃止措置計画認可申請書

変更前後比較表【添付六】」

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由	
<p><b>表 6-1-1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理(1号炉)(1/5)</b></p>					
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	
原子炉施設 一般構造	原子炉施設 の主要な 構造	原子炉建屋	地下2階、地上3階建 鉄筋コンクリート造	第1段階中、機能維持	
		廃棄物処理建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造		
		タービン建屋	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造		
		希ガスホールド アップ装置建屋	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造		
		復水器通風機設置 建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造		
		原子炉容器	-		低合金鋼製の耐圧容器
		原子炉容器外部 の壁	-		鉄筋コンクリート造
		ドライウェル外 周の壁	-		鉄筋コンクリート造
		廃棄物処理建屋 外壁	-		鉄筋コンクリート造
		燃料取扱機構(1 号炉原子炉建屋 内)	-		燃料取扱機構(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1式
燃料物質の貯 蔵設備	燃料取扱機構 設備	原子炉建屋クレ ーン(1号炉原 子炉建屋内)	-	原子炉建屋クレーン(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1基	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵 施設(1号炉原 子炉建屋内)	-	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器	-	燃料プール 使用済燃料貯蔵ラック 1式	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
<p><b>添付 6-1-1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理(1号炉)(1/5)</b></p>					
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	
原子炉施設 一般構造	原子炉施設 の主要な 構造	原子炉建屋	地下2階、地上3階建 鉄筋コンクリート造	第1段階中、機能維持	
		廃棄物処理建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造		
		タービン建屋	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造		
		希ガスホールド アップ装置建屋	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造		
		復水器通風機設置 建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造		
		原子炉容器	-		低合金鋼製の耐圧容器
		原子炉容器外部 の壁	-		鉄筋コンクリート造
		ドライウェル外 周の壁	-		鉄筋コンクリート造
		廃棄物処理建屋 外壁	-		鉄筋コンクリート造
		燃料取扱機構(1 号炉原子炉建屋 内)	-		燃料取扱機構(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1式
燃料物質の貯 蔵設備	燃料取扱機構 設備	原子炉建屋クレ ーン(1号炉原 子炉建屋内)	-	原子炉建屋クレーン(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1基	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵 施設(1号炉原 子炉建屋内)	-	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器	-	燃料プール 使用済燃料貯蔵ラック 1式	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
		燃料取扱機構	-	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持	燃料取扱機構 使用済燃料に係る搬出 作業完了まで 第1段階中、機能維持
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>					
<p>・記載の適正化</p>					

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。



浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料物質の 取扱及び貯蔵 施設	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建屋内)	ろ過処理装置 ポンプ ・ 基数: 2基 自然冷却 ・ 基数: 2台 熱交換器 ・ 基数: 2基	漏えい防止機能 燃料プール水補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	主従水櫃 ・ 基数: 1基	放射線防護機能	放射性廃棄物の希釈水の度水櫃冷却水から原子炉建屋冷却水への貯留完了まで	-
計測制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・ 基数: 4台 熱交換器 ・ 基数: 2基 安全保護回路 ・ 原子炉建屋常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路	燃料プールの補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な事項	安全保護回路	安全保護機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	放射線防護機能	第1段階中、機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器・トレン処理系	機器・トレン処理系	機器・トレン処理タンク ・ 基数: 1基 機器・トレン排水槽 ・ 基数: 1基 機器・トレンタンク ・ 基数: 2基 脱液タンク ・ 基数: 1基	放射線防護機能	第1段階中、機能維持
			ろ過装置 ・ 基数: 2基(専用設備) ・ 基数: 1基(予備設備)			
	放射性廃棄物の廃棄施設	床・トレン処理系	床・トレン処理系	床・トレン処理タンク ・ 基数: 1基 床・トレンタンク ・ 基数: 1基 床・トレンタンク ・ 基数: 1基(専用設備) 床・トレンタンク ・ 基数: 2基(放出系)	放射線防護機能	第1段階中、機能維持
			ろ過装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			
			ろ過装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

追加 2

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

添付 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料物質の 取扱及び貯蔵 施設	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建屋内)	ろ過処理装置 ポンプ ・ 基数: 2基 自然冷却 ・ 基数: 2台 熱交換器 ・ 基数: 2基	漏えい防止機能 燃料プール水補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	主従水櫃 ・ 基数: 1基	放射線防護機能	放射性廃棄物の希釈水の度水櫃冷却水から原子炉建屋冷却水への貯留完了まで	-
計測制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・ 基数: 4台 熱交換器 ・ 基数: 2基 安全保護回路 ・ 原子炉建屋常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路	燃料プールの補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な事項	安全保護回路	安全保護機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	放射線防護機能	第1段階中、機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器・トレン処理系	機器・トレン処理系	機器・トレン処理タンク ・ 基数: 1基 機器・トレン排水槽 ・ 基数: 1基 機器・トレンタンク ・ 基数: 2基 脱液タンク ・ 基数: 1基	放射線防護機能	第1段階中、機能維持
			ろ過装置 ・ 基数: 2基(専用設備) ・ 基数: 1基(予備設備)			
	放射性廃棄物の廃棄施設	床・トレン処理系	床・トレン処理系	床・トレン処理タンク ・ 基数: 1基 床・トレンタンク ・ 基数: 1基 床・トレンタンク ・ 基数: 1基(専用設備) 床・トレンタンク ・ 基数: 2基(放出系)	放射線防護機能	第1段階中、機能維持
			ろ過装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			
			ろ過装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			
			脱液装置 ・ 基数: 1基			

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・ 記載の適正化

理由

変更後

変更前

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由		
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき性能	維持すべき期間	備考	
	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき性能	維持すべき期間	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	廃液中和タンク ・基数：2基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-
	固体廃棄物の廃棄設備	シャワー・ドレン系(1号及び2号炉共用)	廃液濃縮器 ・基数：2基 シャワー・ドレンタンク ・基数：2基	放射性廃棄物処理機能		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水塔	復水器冷却水放水塔 一式	放射線透過確保機能	-	-
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク ・基数：3基 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：4基 ・容量：約30m <sup>3</sup> ×2 燃料プールの冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：3基 ・容量：約90m <sup>3</sup> ×2 使用済樹脂貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約50m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数：3基 ・容量：約380m <sup>3</sup> ×3 フィルタスタック貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約90m <sup>3</sup> ×2	放射性廃棄物処理機能		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水塔	復水器冷却水放水塔 一式	放射線透過確保機能	-	-
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク ・基数：3基 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：4基 ・容量：約30m <sup>3</sup> ×2 燃料プールの冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：3基 ・容量：約90m <sup>3</sup> ×2 使用済樹脂貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約50m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数：3基 ・容量：約380m <sup>3</sup> ×3 フィルタスタック貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約90m <sup>3</sup> ×2	放射性廃棄物処理機能		

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

・記載の適正化

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第 1 段階中の維持管理 (1 号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能		要求される機能	維持すべき期間	備考		
			プロセス系液体モニタ 一式	原子炉建屋排気プレナム・モニタ 一式					
放射線監視施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	-	-	放射線監視機能 放射管理機能	第 1 段階中、機能維持 使用済燃料に係る撤出 作業完了まで			
		エリア・モニタ	-	-	放射線監視機能				
		燃料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能	第 1 段階中、機能維持	-		
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		排気筒モニタ (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	-	-	放射線監視機能 放射管理機能	使用済燃料に係る撤出 作業完了まで	水源：サブプレナム・チェンバ	
			排水サンプリング装置	-	-	放射線監視機能			
		原子炉設備施設	構造	格納容器	-	-	燃料プール水補給のための水溜のバックアップ機能	第 1 段階中、機能維持	-
				原子炉建屋常用換気系	-	-	換気機能		
その他の主要な事項	-			-	換気機能	使用済燃料に係る撤出 作業完了まで	-		
非常用ガス処理系	-			-	換気機能				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備			ジェネラータ発電機	-	-	電源供給機能	第 1 段階中、機能維持	-
				蓄電池	-	-	電源供給機能		
				中性子モニタ用	-	-	電源供給機能		
				蓄電池	-	-	電源供給機能		

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

添付表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第 1 段階中の維持管理 (1 号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能		要求される機能	維持すべき期間	備考		
			プロセス系液体モニタ 一式	原子炉建屋排気プレナム・モニタ 一式					
放射線監視施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	-	-	放射線監視機能 放射管理機能	第 1 段階中、機能維持 使用済燃料に係る撤出 作業完了まで			
		エリア・モニタ	-	-	放射線監視機能				
		燃料放射能測定装置 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能	第 1 段階中、機能維持	-		
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		排気筒モニタ (1号及び2号炉共用)	-	-	放射線監視機能				
		屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	-	-	放射線監視機能 放射管理機能	使用済燃料に係る撤出 作業完了まで	水源：サブプレナム・チェンバ	
			排水サンプリング装置	-	-	放射線監視機能			
		原子炉設備施設	構造	格納容器	-	-	燃料プール水補給のための水溜のバックアップ機能	第 1 段階中、機能維持	-
				原子炉建屋常用換気系	-	-	換気機能		
その他の主要な事項	-			-	換気機能	使用済燃料に係る撤出 作業完了まで	-		
非常用ガス処理系	-			-	換気機能				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備			ジェネラータ発電機	-	-	電源供給機能	第 1 段階中、機能維持	-
				蓄電池	-	-	電源供給機能		
				中性子モニタ用	-	-	電源供給機能		
				蓄電池	-	-	電源供給機能		

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由	
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき期間	備考
	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき期間	備考
原子炉補助系	換気系	換気系	換気機能	第1段階中、機能維持	-
	圧縮空気系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	-
原子炉補助系	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却系	系統数・2系統	第1段階中、機能維持 放射能汚染物質の希釈水の廃水器冷却水から原子炉機器冷却系へへの切替完了後から、第1段階中、機能維持	-
	照明設備	照明設備	照明設備	第1段階中、機能維持	-
その他主要設備	消火装置	消火装置	消火装置 一式	消火機能	-
	圧縮空気系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	-
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき期間	備考
	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき期間	備考
原子炉補助系	換気系	換気系	換気機能	第1段階中、機能維持	-
	圧縮空気系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	-
原子炉補助系	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却系	系統数・2系統	第1段階中、機能維持 放射能汚染物質の希釈水の廃水器冷却水から原子炉機器冷却系へへの切替完了後から、第1段階中、機能維持	-
	照明設備	照明設備	照明設備	第1段階中、機能維持	-
その他主要設備	消火装置	消火装置	消火装置 一式	消火機能	-
	圧縮空気系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	-

表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (5/5)

添表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (5/5)

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様, 性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第1段階中, 機能維持	-		
		廃棄物処理建屋	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造					
原子炉本体	原子炉容器	タービン建屋	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能	-	-		
		原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器					
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	-	-		
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造					
		原子炉建屋外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能				
		廃棄物処理建屋外壁	鉄筋コンクリート造					
	核燃料物質取扱設備	核燃料貯蔵機	燃料取扱機 (2号炉原子炉建屋内)	燃料取扱機 (2号炉原子炉建屋内) ・番数: 1式	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで 制鋼材等の燃料プール (2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-	
			原子炉建屋クレールン (2号炉原子炉建屋内)	原子炉建屋クレールン (2号炉原子炉建屋内) ・番数: 1番	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで	-	
		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	吊上げ・運搬機能 貯蔵機能 未燃界維持機能	第1段階中, 機能維持	貯蔵対象物の搬出完了まで	-
			使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建屋内)	燃料プール 1式 使用済燃料貯蔵ラック 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 未燃界維持機能	貯蔵対象物の燃料プール (2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-	

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

追加 6

添付 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様, 性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第1段階中, 機能維持	-		
		廃棄物処理建屋	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造					
原子炉本体	原子炉容器	タービン建屋	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能	-	-		
		原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器					
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	-	-		
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造					
		原子炉建屋外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能				
		廃棄物処理建屋外壁	鉄筋コンクリート造					
	核燃料物質取扱設備	核燃料貯蔵機	燃料取扱機 (2号炉原子炉建屋内)	燃料取扱機 (2号炉原子炉建屋内) ・番数: 1式	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで 制鋼材等の燃料プール (2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-	
			原子炉建屋クレールン (2号炉原子炉建屋内)	原子炉建屋クレールン (2号炉原子炉建屋内) ・番数: 1番	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで	-	
		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	貯蔵機能 未燃界維持機能	第1段階中, 機能維持	貯蔵対象物の搬出完了まで	-
			使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建屋内)	燃料プール 1式 使用済燃料貯蔵ラック 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 未燃界維持機能	貯蔵対象物の燃料プール (2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-	

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお, 補正箇所表示は, 補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-1-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料貯蔵施設及び貯蔵施設	核燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋内)	ろ過処理装置 ・基数: 2基 ポンプ ・台数: 2台 熱交換器 ・基数: 2基	漏えい防止機能 燃料プール補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	1次冷却設備	主排水器	主排水器 ・基数: 1基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の冷却水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替完了まで	-
制御制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・台数: 4台 熱交換器 ・基数: 2基	燃料プールの補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	安全保護回路 ・原子炉建屋常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路 基数: 1基	安全保護機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1, 2号炉共用) 地上高さ: 約 100m 機器ドレン取集槽 ・基数: 1基 機器ドレン清水槽 ・基数: 1基 機器ドレンサンプリング ・基数: 2基 機器ドレンサージ槽 ・基数: 1基	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	ろ過装置 ・基数: 2基(常用設備) ・基数: 1基(予備設備) 配管装置 ・基数: 1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-
	放射性廃棄物の廃棄施設					
	放射性廃棄物の廃棄施設					
	放射性廃棄物の廃棄施設					

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

添表 6-1-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料貯蔵施設及び貯蔵施設	核燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋内)	ろ過処理装置 ・基数: 2基 ポンプ ・台数: 2台 熱交換器 ・基数: 2基	漏えい防止機能 燃料プール補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	1次冷却設備	主排水器	主排水器 ・基数: 1基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の冷却水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替完了まで	-
制御制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・台数: 4台 熱交換器 ・基数: 2基	燃料プールの補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	安全保護回路 ・原子炉建屋常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路 基数: 1基	安全保護機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1, 2号炉共用) 地上高さ: 約 100m 機器ドレン取集槽 ・基数: 1基 機器ドレン清水槽 ・基数: 1基 機器ドレンサンプリング ・基数: 2基 機器ドレンサージ槽 ・基数: 1基	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	ろ過装置 ・基数: 2基(常用設備) ・基数: 1基(予備設備) 配管装置 ・基数: 1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-
	放射性廃棄物の廃棄施設					
	放射性廃棄物の廃棄施設					
	放射性廃棄物の廃棄施設					

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理(2号炉)(3/5)	維持すべき設備	維持すべき期間	備考		
			要求される機能					
放射線汚染物の廃棄施設	放射線汚染物の廃棄施設	床トレン処理系	床トレン処理タンク ・基数:1基 床トレンサンプリングタンク ・基数:1基(再使用系) 床トレンサンプリングタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基 凝縮液タンク ・基数:1基 再生廃液処理タンク ・基数:2基 廃液濃縮機 ・基数:2基	放射線汚染物処理機能	第1段階中、機能維持	-		
		化学廃液処理系	シャワードレン系(1号及び2号炉共用) 復水器冷却水路 濃縮液系	放射線汚染物処理機能 放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-		
放射線汚染物の廃棄施設	放射線汚染物の廃棄施設	使用済樹脂系	燃料プール系 ・基数:約46m3×2 ・容量:約225m3×1 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数:2基 ・容量:約70m3×2 復水器冷却水路 ・基数:6基 ・容量:約430m3×5 フィルタスタック ・基数:約25m3×2 ・容量:約25m3×2	放射線汚染物処理機能	第1段階中、機能維持	-		
		フィラスタック						
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く								
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理(2号炉)(3/5)	維持すべき設備	維持すべき期間	備考		
			要求される機能					
放射線汚染物の廃棄施設	放射線汚染物の廃棄施設	床トレン処理系	床トレン処理タンク ・基数:1基 床トレンサンプリングタンク ・基数:1基(再使用系) 床トレンサンプリングタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基 凝縮液タンク ・基数:1基 再生廃液処理タンク ・基数:2基 廃液濃縮機 ・基数:2基	放射線汚染物処理機能	第1段階中、機能維持	-		
		化学廃液処理系	シャワードレン系(1号及び2号炉共用) 復水器冷却水路 濃縮液系	放射線汚染物処理機能 放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-		
放射線汚染物の廃棄施設	放射線汚染物の廃棄施設	使用済樹脂系	燃料プール系 ・基数:約46m3×2 ・容量:約225m3×1 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数:2基 ・容量:約70m3×2 復水器冷却水路 ・基数:6基 ・容量:約430m3×5 フィルタスタック ・基数:約25m3×2 ・容量:約25m3×2	放射線汚染物処理機能	第1段階中、機能維持	-		
		フィラスタック						
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く								
・記載の適正化								

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-1-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
原子炉施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能 放射線監視機能	第1段階中、機能的維持 使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-	
		エリア・モニタ	原子炉建屋排気プレナム・モニタ 一式 エリア・モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能			
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理装置 (1号炉及び2号炉共用)	測定用機器 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能的維持	-	
		汚染除去装置 (1号炉及び2号炉共用)	放射線管理装置 一式 汚染除去装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能			
	構造	格納容器	-	炭素鋼製	燃料プール水補給のための水源のバックアップ機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	水源:サブプレッショナル・チエンバ
		原子炉建屋常用換気系	-	送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台	換気機能	第1段階中、機能的維持	-
	その他の主要な事項	非常用ガス処理系	-	系統数 ・2系統 排風機 ・台数: 1台/系統 系統よう素除去効率 99%以上(相対湿度70%以下において)	換気機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
		非常用電源設備	ジーゼル発電機	ジーゼル発電機 ・台数: 2台	電源供給機能	第1段階中、機能的維持	-
	その他の原子炉附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池 ・組数: 1組 (250V (A系)) ・組数: 2組 (125V)	電源供給機能	第1段階中、機能的維持	-

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

追加 9

添付 6-1-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
原子炉施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能 放射線監視機能	第1段階中、機能的維持 使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-	
		エリア・モニタ	原子炉建屋排気プレナム・モニタ 一式 エリア・モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能			
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理装置 (1号炉及び2号炉共用)	測定用機器 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能的維持	-	
		汚染除去装置 (1号炉及び2号炉共用)	放射線管理装置 一式 汚染除去装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能			
	構造	格納容器	-	炭素鋼製	燃料プール水補給のための水源のバックアップ機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	水源:サブプレッショナル・チエンバ
		原子炉建屋常用換気系	-	送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台	換気機能	第1段階中、機能的維持	-
	その他の主要な事項	非常用ガス処理系	-	系統数 ・2系統 排風機 ・台数: 1台/系統 系統よう素除去効率 99%以上(相対湿度70%以下において)	換気機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
		非常用電源設備	ジーゼル発電機	ジーゼル発電機 ・台数: 2台	電源供給機能	第1段階中、機能的維持	-
	その他の原子炉附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池 ・組数: 1組 (250V (A系)) ・組数: 2組 (125V)	電源供給機能	第1段階中、機能的維持	-

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まれない。



浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由		
施設区分	設備等の区分	設備(種別)名称	維持すべき機能	維持すべき期間	備考	
	発電所補助系	換気系	タービン建案換気系 中央制御室換気系 廃棄物処理建案換気系 換気系 消火装置	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列 補助系 1 系列 系列数 空気供給系 1 系列 排気系 1 系列 消火装置 一式	換気機能 消火機能 圧縮空気供給機能 冷却機能	第 1 段階中、機能維持 - - -
その他主要設備	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能 冷却機能	第 1 段階中、機能維持 放射能液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への引替完了後から、第 1 段階中、機能維持
	-	クレーン設備 照明設備	-	クレーン設備 一式 安全確保上必要な照明設備(非常用照明設備)	冷却機能 放出経路確保機能 吊上げ・運搬機能 照明機能	第 1 段階中、機能維持 -
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く						
施設区分	設備等の区分	設備(種別)名称	維持すべき機能	維持すべき期間	備考	
	発電所補助系	換気系	タービン建案換気系 中央制御室換気系 廃棄物処理建案換気系 換気系 消火装置	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列 補助系 1 系列 系列数 空気供給系 1 系列 排気系 1 系列 消火装置 一式	換気機能 消火機能 圧縮空気供給機能 冷却機能	第 1 段階中、機能維持 - - -
その他主要設備	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能 冷却機能	第 1 段階中、機能維持 放射能液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への引替完了後から、第 1 段階中、機能維持
	-	クレーン設備 照明設備	-	クレーン設備 一式 安全確保上必要な照明設備(非常用照明設備)	冷却機能 放出経路確保機能 吊上げ・運搬機能 照明機能	第 1 段階中、機能維持 -
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く						
					・記載の適正化	

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由
<p>施設区分</p> <p>原子炉施設の一般構造</p> <p>原子炉本体</p> <p>燃料取替機及び貯蔵施設</p>	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	<p>理由</p> <p>・記載の適正化</p>	
	その他の主要な構造	原子炉建屋	地下2階、地上5階建 鉄筋コンクリート造	遮へい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	-		
		廃棄物処理建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造					
		タービン建屋	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造					
		希ガスホルド	地下1階、地上3階建 鉄筋コンクリート造					
		アラップ設置建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造					
		原子炉容器	-	合金鋼製の耐圧容器	遮へい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持		炉内除染及び炉心支持構造等の取出し完了まで機能維持
		原子炉容器外部の壁	-	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持		-
		放射線遮へい体の壁	ドライウェル外部の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持		原子炉ウェル上の遮へいブラックを除く
		燃料取替機	燃料取替機(1号炉原子炉建屋内)	燃料取替機(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1式	移送機能	制卸材等の燃料プール(1号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで		-
	燃料貯蔵施設	原子炉建屋クレートン(1号炉原子炉建屋内)	原子炉建屋クレートン(1号炉原子炉建屋内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中、機能維持	-		
	燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建屋内)	燃料プール 1式	遮へい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(1号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く		

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由				
<p><b>表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)</b></p>														
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで		気体廃棄物の廃棄設備	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで	
		排気口	排気口	基数:1基 地上高さ:約20m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持								
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク ・基数:1基 機器ドレン排水槽 ・基数:1基 機器ドレンサンプルタンク ・基数:2基 除液サージタンク ・基数:1基 ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備) 脱塩装置 ・基数:1基 床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク ・基数:1基 機器ドレン排水槽 ・基数:1基 機器ドレンサンプルタンク ・基数:2基 除液サージタンク ・基数:1基 ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備) 脱塩装置 ・基数:1基 床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>														
<p><b>添表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)</b></p>														
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで		気体廃棄物の廃棄設備	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで	
		排気口	排気口	基数:1基 地上高さ:約20m	放出経路確保機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持								
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク ・基数:1基 機器ドレン排水槽 ・基数:1基 機器ドレンサンプルタンク ・基数:2基 除液サージタンク ・基数:1基 ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備) 脱塩装置 ・基数:1基 床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク ・基数:1基 機器ドレン排水槽 ・基数:1基 機器ドレンサンプルタンク ・基数:2基 除液サージタンク ・基数:1基 ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備) 脱塩装置 ・基数:1基 床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数:1基 床ドレンサンプルタンク ・基数:1基(専用設備) 床ドレンサンプルタンク ・基数:2基(放出系) ろ過装置 ・基数:1基 脱塩装置 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>														
<p>・記載の適正化</p>														

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由																																							
施設区分	放射線障害物の廃棄施設	<p>表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (種類) 名称</th> <th>維持すべき仕様・性能</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>再生廃液処理系</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線障害物の廃棄施設</td> <td>復水器冷却水路</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> <td rowspan="7">第2段階中、機能維持</td> <td rowspan="7">-</td> </tr> <tr> <td>連続廃液系</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> <td rowspan="2">放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×3</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂系</td> <td>-</td> <td rowspan="3">放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td>復水器粉米樹脂貯蔵槽</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>フィルタストラック</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	-	放射線障害物処理機能	放射線障害物の廃棄施設	復水器冷却水路	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-	連続廃液系	-	放射線障害物処理機能	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>	放射線障害物処理機能	燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×3</li> </ul>	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	-	放射線障害物処理機能	復水器粉米樹脂貯蔵槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul>	フィルタストラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>			
	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考																																					
液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-																																						
	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	-	放射線障害物処理機能																																								
放射線障害物の廃棄施設	復水器冷却水路	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-																																						
	連続廃液系	-	放射線障害物処理機能																																								
	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>			放射線障害物処理機能																																					
		燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×3</li> </ul>																																								
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	-			放射線障害物処理機能																																					
		復水器粉米樹脂貯蔵槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul>																																								
		フィルタストラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>																																								
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く																																											
施設区分	放射線障害物の廃棄施設	<p>添付表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (種類) 名称</th> <th>維持すべき仕様・性能</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>再生廃液処理系</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> <td rowspan="2">第2段階中、機能維持</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線障害物の廃棄施設</td> <td>復水器冷却水路</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> <td rowspan="7">第2段階中、機能維持</td> <td rowspan="7">-</td> </tr> <tr> <td>連続廃液系</td> <td>-</td> <td>放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> <td rowspan="2">放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td>燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 95m<sup>3</sup>×3</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂系</td> <td>-</td> <td rowspan="3">放射線障害物処理機能</td> </tr> <tr> <td>復水器粉米樹脂貯蔵槽</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>フィルタストラック</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	-	放射線障害物処理機能	放射線障害物の廃棄施設	復水器冷却水路	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-	連続廃液系	-	放射線障害物処理機能	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>	放射線障害物処理機能	燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 95m<sup>3</sup>×3</li> </ul>	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	-	放射線障害物処理機能	復水器粉米樹脂貯蔵槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul>	フィルタストラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>			
	設備等の区分	設備 (種類) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考																																					
液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-																																						
	シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)	-	放射線障害物処理機能																																								
放射線障害物の廃棄施設	復水器冷却水路	-	放射線障害物処理機能	第2段階中、機能維持	-																																						
	連続廃液系	-	放射線障害物処理機能																																								
	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 30m<sup>3</sup>×2</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>			放射線障害物処理機能																																					
		燃料プールの冷却浄化系粉米樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 95m<sup>3</sup>×3</li> </ul>																																								
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	-			放射線障害物処理機能																																					
		復水器粉米樹脂貯蔵槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 50m<sup>3</sup>×2</li> </ul>																																								
		フィルタストラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種数：3種</li> <li>・容量：約 380m<sup>3</sup>×3</li> <li>・種数：2種</li> <li>・容量：約 90m<sup>3</sup>×2</li> </ul>																																								
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く																																											

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由								
施設区分 放射線管理施設	設備等の区分	設備(種類)	名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分 放射線管理施設	設備等の区分	設備(種類)	名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考			
	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ・モニタ	-	プロセッサ系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-		屋内管理用の主要な設備	プロセッサ・モニタ	-	-	プロセッサ系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-		
	屋外管理用の主要な設備	エリア・モニタ	-	-	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持 (希ガスホールドアップ装置建家は、建家の汚染の除去工事書手まで)		-	屋外管理用の主要な設備	エリア・モニタ	-	-	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持 (希ガスホールドアップ装置建家は、建家の汚染の除去工事書手まで)	-	
		試験放射線測定装置(1号及び2号伊共用)	-	-	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持		-		試験放射線測定装置(1号及び2号伊共用)	-	-	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-	
		放射線管理室(1号及び2号伊共用)	-	-	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持		-		放射線管理室(1号及び2号伊共用)	-	-	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-	
		汚染除去室(1号及び2号伊共用)	-	-	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持		-		汚染除去室(1号及び2号伊共用)	-	-	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-	
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(1号及び2号伊共用)	-	-	排気モニタ 排気ガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで		-	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(1号及び2号伊共用)	-	-	排気モニタ 排気ガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで	-	
		排気ロモニタ	-	-	排気ロモニタ 排気ロガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで		-		排気ロモニタ	-	-	排気ロモニタ 排気ロガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで	-	
		排水モニタ	-	-	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持		-		排水モニタ	-	-	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-	
		排水のサンプリング装置	-	-	排水のサンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持		-		排水のサンプリング装置	-	-	排水のサンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-	
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台 排気機 ・台数: 2台 高性能電子フィルタ ・台数: 2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台 排気機 ・台数: 2台 高性能電子フィルタ ・台数: 2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-			
	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-		放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-			
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く																		
施設区分 放射線管理施設	設備等の区分	設備(種類)	名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分 放射線管理施設	設備等の区分	設備(種類)	名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考			
	屋内管理用の主要な設備	プロセッサ・モニタ	-	プロセッサ系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-		屋内管理用の主要な設備	プロセッサ・モニタ	-	-	プロセッサ系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-		
	屋外管理用の主要な設備	エリア・モニタ	-	-	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持 (希ガスホールドアップ装置建家は、建家の汚染の除去工事書手まで)			-	屋外管理用の主要な設備	エリア・モニタ	-	-	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持 (希ガスホールドアップ装置建家は、建家の汚染の除去工事書手まで)	-
		試験放射線測定装置(1号及び2号伊共用)	-	-	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持			-		試験放射線測定装置(1号及び2号伊共用)	-	-	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		放射線管理室(1号及び2号伊共用)	-	-	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持			-		放射線管理室(1号及び2号伊共用)	-	-	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		汚染除去室(1号及び2号伊共用)	-	-	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持			-		汚染除去室(1号及び2号伊共用)	-	-	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(1号及び2号伊共用)	-	-	排気モニタ 排気ガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで			-	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(1号及び2号伊共用)	-	-	排気モニタ 排気ガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで	-
		排気ロモニタ	-	-	排気ロモニタ 排気ロガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで			-		排気ロモニタ	-	-	排気ロモニタ 排気ロガスモニタ 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替まで	-
		排水モニタ	-	-	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持			-		排水モニタ	-	-	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-
		排水のサンプリング装置	-	-	排水のサンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持			-		排水のサンプリング装置	-	-	排水のサンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線管理機能	第2段階中、機能維持	-
放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台 排気機 ・台数: 2台 高性能電子フィルタ ・台数: 2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-	放射線管理施設		放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台 排気機 ・台数: 2台 高性能電子フィルタ ・台数: 2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-		
	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-		放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設 ・台数: 2台	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-			
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く																		
・記載の適正化																		

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由	
<p style="text-align: center;"><b>表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第 2 段階中の維持管理 (1 号炉) (5/5)</b></p>									
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考			
その他主要施設	発電所補助系	タービン建屋換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列	換気機能	第 2 段階中、機能維持	-  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く			
		廃棄物処理建屋換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		第 2 段階中、機能維持				
		希ガスホールドアップ装置換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		建屋の汚染の除去工事着手まで				
		復水器送風装置換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		第 2 段階中、機能維持				
		消火装置	消火装置 一式		消火機能		第 2 段階中、機能維持		
		圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式		圧縮空気供給機能		第 2 段階中、機能維持		
		原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	系統数 ・ 2 系統	放出経路確保機能		第 2 段階中、機能維持		
		-	クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能		吊上げ・運搬対象物の搬去完了まで		
		-	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常灯)	照明機能		第 2 段階中、機能維持		
<p style="text-align: center;"><b>添表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第 2 段階中の維持管理 (1 号炉) (5/5)</b></p>									
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考			
その他主要施設	発電所補助系	タービン建屋換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列	換気機能	第 2 段階中、機能維持	-  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く  エリブ解体に 合わせ、供用 を終了した顧 問を除く			
		廃棄物処理建屋換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		第 2 段階中、機能維持				
		希ガスホールドアップ装置換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		建屋の汚染の除去工事着手まで				
		復水器送風装置換気系	空気供給系 1 系列 排気系 1 系列		第 2 段階中、機能維持				
		消火装置	消火装置 一式		消火機能		第 2 段階中、機能維持		
		圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式		圧縮空気供給機能		第 2 段階中、機能維持		
		原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	系統数 ・ 2 系統	放出経路確保機能		第 2 段階中、機能維持		
		-	クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能		吊上げ・運搬対象物の搬去完了まで		
		-	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常灯)	照明機能		第 2 段階中、機能維持		
<p style="text-align: center;">注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>									
<p style="text-align: center;">注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>									
・記載の適正化									

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(補正)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
原子炉施設 一般構造	その他の主要な 構造	原子炉建屋	地下2階、地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		廃棄物処理建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造			
原子炉本体	原子炉容器	タービン建屋	地下1階、地上9階建 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	伊内除染及び伊心支持構造等からの撤出し完了まで機能維持
		原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器			
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持	原子炉ウェル上の遮へいプラダを除く
	核燃料物質の貯蔵設備	原子炉建屋外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		廃棄物処理建屋外壁	鉄筋コンクリート造			
		燃料取扱機(2号炉原子炉建屋内)	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋内) ・基数:1式	移送機能	制卸材等の燃料プール(2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-
		原子炉建屋クレレン(2号炉原子炉建屋内)	原子炉建屋クレレン(2号炉原子炉建屋内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中、機能維持	-
		燃料プール	燃料プール 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く
		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋内)	燃料プール			

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

追加 16

添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(補正)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
原子炉施設 一般構造	その他の主要な 構造	原子炉建屋	地下2階、地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		廃棄物処理建屋	地下2階、地上2階建 鉄筋コンクリート造			
原子炉本体	原子炉容器	タービン建屋	地下1階、地上9階建 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	伊内除染及び伊心支持構造等からの撤出し完了まで機能維持
		原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器			
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		ドライウェル外周の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中、機能維持	原子炉ウェル上の遮へいプラダを除く
	核燃料物質の貯蔵設備	原子炉建屋外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中、機能維持	-
		廃棄物処理建屋外壁	鉄筋コンクリート造			
		燃料取扱機(2号炉原子炉建屋内)	燃料取扱機(2号炉原子炉建屋内) ・基数:1式	移送機能	制卸材等の燃料プール(2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	-
		原子炉建屋クレレン(2号炉原子炉建屋内)	原子炉建屋クレレン(2号炉原子炉建屋内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中、機能維持	-
		燃料プール	燃料プール 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建屋内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く
		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建屋内)	燃料プール			

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由
<p><b>表 6-2</b> 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)</p>				
施設区分	設備(補正)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	排気筒 (1, 2号炉共用)	基款: 1基 地上高さ: 約 100m	放出経路確保機能	放射性廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで
	排気口	基款: 1基 地上高さ: 約 23m	放出経路確保機能	放射性廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持
放射性廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 ・基款: 1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持
		機器ドレン排水槽 ・基款: 1基		
		機器ドレンタンブル槽 ・基款: 2基		
		機器ドレンサージ槽 ・基款: 1基		
		ろ過装置 ・基款: 2基 (常用装置) ・基款: 1基 (予備装置) 配管装置 ・基款: 1基		
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く				
<p><b>添表 6-2</b> 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)</p>				
施設区分	設備(補正)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間
放射性廃棄物の廃棄施設	排気筒 (1, 2号炉共用)	基款: 1基 地上高さ: 約 100m	放出経路確保機能	放射性廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで
	排気口	基款: 1基 地上高さ: 約 23m	放出経路確保機能	放射性廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持
放射性廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 ・基款: 1基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持
		機器ドレン排水槽 ・基款: 1基		
		機器ドレンタンブル槽 ・基款: 2基		
		機器ドレンサージ槽 ・基款: 1基		
		ろ過装置 ・基款: 2基 (常用装置) ・基款: 1基 (予備装置) 配管装置 ・基款: 1基		
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く				
<p>・記載の適正化</p>				

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。



浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由		
施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
		床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・ 基数：1基 床ドレンサンプリングタンク ・ 基数：1基(車使用系) 床ドレンサンプリングタンク ・ 基数：2基(飲出系) ろ過装置 ・ 基数：1基 貯集装置 ・ 基数：1基 製酸液サージ槽 ・ 基数：1基 単生製酸液収集タンク ・ 基数：2基 製酸液精溜槽 ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		化学製酸処理系	単生製酸液収集タンク ・ 基数：2基 製酸液精溜槽 ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		シャワードレン系(4号及び2号伊共用)	シャワードレンタンク ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		復水器冷却水放水配水配	復水器冷却水放水路 一式	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		濃縮製酸系	濃縮製酸液貯蔵タンク ・ 基数：3基 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：3基 ・ 容量：約 46m <sup>3</sup> ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：3基 ・ 容量：約 225m <sup>3</sup> ×1 使用済樹脂貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 70m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：6基 ・ 容量：約 430m <sup>3</sup> ×5	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 70m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：6基 ・ 容量：約 430m <sup>3</sup> ×5	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		フィルタスタックジ系	フィルタスタックジ貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 225m <sup>3</sup> ×2	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
施設区分 放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
		床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・ 基数：1基 床ドレンサンプリングタンク ・ 基数：1基(車使用系) 床ドレンサンプリングタンク ・ 基数：2基(飲出系) ろ過装置 ・ 基数：1基 貯集装置 ・ 基数：1基 製酸液サージ槽 ・ 基数：1基 単生製酸液収集タンク ・ 基数：2基 製酸液精溜槽 ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		化学製酸処理系	単生製酸液収集タンク ・ 基数：2基 製酸液精溜槽 ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		シャワードレン系(1号及び2号伊共用)	シャワードレンタンク ・ 基数：2基	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		復水器冷却水放水配水配	復水器冷却水放水路 一式	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		濃縮製酸系	濃縮製酸液貯蔵タンク ・ 基数：3基 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：3基 ・ 容量：約 46m <sup>3</sup> ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：3基 ・ 容量：約 225m <sup>3</sup> ×1 使用済樹脂貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 70m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：6基 ・ 容量：約 430m <sup>3</sup> ×5	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		使用済樹脂系	使用済樹脂貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 70m <sup>3</sup> ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・ 基数：6基 ・ 容量：約 430m <sup>3</sup> ×5	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		フィルタスタックジ系	フィルタスタックジ貯蔵槽 ・ 基数：2基 ・ 容量：約 225m <sup>3</sup> ×2	放射性能廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持	-	-
		注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く				
		注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く				
		・ 記載の適正化				

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
屋内管理用の主要な設備	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス常時モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		エリア・モニタ	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		放射線監視機能 測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-	
屋外管理用の主要な設備	屋外管理用の主要な設備	放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		排気モニタ (1号及び2号炉共用)	排気モニタ 排気モニタモトモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替完了まで	-
		排気ロモニタ	排気ロモニタ 排気モニタモトモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	放射線監視機能の放射線監視機能の切替完了後から、第2段階中、機能維持	-
		排水モニタ	排水モニタ 一式 排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
原子炉設備施設	原子炉設備施設	送風機	送風機 ・台数：2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-
		換気系	換気系 ・台数：2台 高性能粒子フィルタ ・台数：2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-
その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	蓄電池	蓄電池 ・組数：1組 (250V (A系)) ・組数：2組 (125V)	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

追加 19

変更後

添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
屋内管理用の主要な設備	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス常時モニタ 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		エリア・モニタ	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		放射線監視機能 測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-	
屋外管理用の主要な設備	屋外管理用の主要な設備	放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
		排気モニタ (1号及び2号炉共用)	排気モニタ 排気モニタモトモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第1段階終了後から、放射線監視機能の放射線監視機能の切替完了まで	-
		排気ロモニタ	排気ロモニタ 排気モニタモトモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	放射線監視機能の放射線監視機能の切替完了後から、第2段階中、機能維持	-
		排水モニタ	排水モニタ 一式 排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放射線監視機能	第2段階中、機能維持	-
原子炉設備施設	原子炉設備施設	送風機	送風機 ・台数：2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-
		換気系	換気系 ・台数：2台 高性能粒子フィルタ ・台数：2台	換気機能	第2段階中、機能維持	-
その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	蓄電池	蓄電池 ・組数：1組 (250V (A系)) ・組数：2組 (125V)	電源供給機能	第2段階中、機能維持	-

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1, 2号原子炉 廃止措置計画認可申請書 変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由	
<p><b>表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第 2 段階中の維持管理 (2号炉) (5/5)</b></p>					
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき措置	
その他重要施設	換気系	空気供給系 1 系列	換気機	第 2 段階中、機密維持	
		排気系 1 系列			
	原子炉補助系	放射線管理装置	放射線管理装置	第 2 段階中、機密維持	
		換気系			
	原子炉補助系	消火装置 一式	消火機	第 2 段階中、機密維持	
		計器用圧縮空気			
	原子炉補助系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機	第 2 段階中、機密維持	
		系統数・2 系統			
	-	原子炉機器冷却海水系	放出設備機	放出設備機	第 2 段階中、機密維持
		クリーン設備 一式			
-	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)	照明機	第 2 段階中、機密維持	
	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)				
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く					
<p><b>添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第 2 段階中の維持管理 (2号炉) (5/5)</b></p>					
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき措置	
その他重要施設	換気系	空気供給系 1 系列	換気機	第 2 段階中、機密維持	
		排気系 1 系列			
	原子炉補助系	放射線管理装置	放射線管理装置	第 2 段階中、機密維持	
		換気系			
	原子炉補助系	消火装置 一式	消火機	第 2 段階中、機密維持	
		計器用圧縮空気			
	原子炉補助系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機	第 2 段階中、機密維持	
		系統数・2 系統			
	-	原子炉機器冷却海水系	放出設備機	放出設備機	第 2 段階中、機密維持
		クリーン設備 一式			
-	照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)	照明機	第 2 段階中、機密維持	
	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)				
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く					
<p>・記載の適正化</p>					

(注) 補正箇所を赤色の囲み線で示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。